

## 令和元年度測定計画からの主な変更点

## 1 河川における項目及び頻度の見直しについて（別表1関係）

地 点 名	変更内容
湛井堰 （高梁川・環境基準点） 乙井手堰 （旭川・環境基準点） 熊山橋 （吉井川・環境基準点）	健康項目（カドミウム、シアン、総水銀）の測定回数減 （4回→2回） 理由：10年間の測定結果が全て定量下限値未満であることから、年2回でも問題ないと判断
稔橋 （倉敷川・補助測定点）	60 m 上流の新稔橋に採水地点を変更 理由：現調査地点は道路幅が狭く、採水時の作業員の危険性が高い

## 2 海域における項目及び頻度の見直しについて（別表3関係）

地 点 名	変更内容
下津井沖（補助測定点） 寄島沖合（補助測定点） 網代諸島西沖（補助測定点） 太濃地島西沖（補助測定点） 味野沖（補助測定点） 引網沖（補助測定点） 堅場島南東（補助測定点）	生活環境項目（大腸菌群数）の測定回数減（12回→4回） 理由：過去3年間において毎月の測定結果が全て環境基準に適合していることから、年4回でも問題ないと判断
玉島港奥部（補助測定点） 上水島北（補助測定点）	水性生物保全環境基準項目（ノニルフェノール及びLAS）の測定回数減（2回→0回） 理由：過去3年間の測定結果が環境基準と比較して十分低い濃度で推移していることから、当該補助測定点での測定は当分必要ないと判断

## 3 地下水継続監視調査の見直しについて（別表5関係）

地 点 名	変更内容
倉敷市真備町下二万	継続監視（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）の終了 理由：長期データ収集が完了し、環境基準より低い濃度で安定していること、飲用指導済みであること等から測定機関（倉敷市）が終了と判断